

第 93 回牛豚等疾病小委員会及び第 18 回拡大豚熱疫学調査チーム合同検討会  
を踏まえた提言

令和 5 年 10 月 16 日

牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チーム

1. 農場における衛生対策

佐賀県を含む九州 7 県においては、現時点で野生イノシシの豚熱感染は確認されていない。引き続き野生イノシシにおけるサーベイランスの結果を確認していく必要があるが、現時点では、島根県、広島県及び山口県の地域で野生イノシシに感染している豚熱ウイルスが、人・物・車両を介して国内 89 例目の発生農場に侵入した可能性が考えられる。

また、88 例目の発生農場については、89 例目から直接侵入したのではなく、農場周辺環境からの車両等によるウイルスの持込み、小型野生動物を介した侵入の可能性が考えられる。

これらのことから、近隣で野生イノシシでの感染が確認されていない地域においても、人・物・車両・野生動物を介した農場へのウイルスの侵入が起こり得ることを念頭に、農場においては、飼養衛生管理基準に基づく衛生対策を徹底するとともに、野生イノシシの豚熱感染地域の拡大及びアフリカ豚熱の国内侵入リスクを踏まえた野生イノシシを含む野生動物対策を徹底する必要がある。

(1) 衛生管理区域及び豚舎への出入り時の衛生対策

発生農場においては、出入りする車両や人の洗浄、消毒、更衣等が実施されていないか、不十分であったことが確認されている。野生動物や周辺環境を介した農場間での伝播の可能性もあることから、病原体の拡散防止のためには、農場においては衛生管理区域に入る場合の人・物・車両の消毒等の衛生対策だけではなく、衛生管理区域から出る際にも対策を実施する必要がある。

① 衛生管理区域進入車両の消毒

衛生管理区域に出入りする車両については、出入口において動力噴霧器等による薬液消毒を徹底する必要がある。消毒ゲートが設置されている場合も、タイヤやタイヤハウス等の土壌等が残存しやすい部分については、動力噴霧器による洗浄・消毒を併用する必要がある。

② 豚舎出入時の手指消毒、作業着・長靴の交換

手指、衣服、靴を介したウイルスの持込みを防ぐため、必ず豚舎出入口で手指消毒又は専用手袋の着用を行うとともに、豚舎ごとの専用の作業着（大臣指定地域に限る。以下同じ。）・長靴に更衣する。この際、豚舎外で使用していた衣服・長靴は豚舎内に持ち込まず前室又は豚舎外側に残す、豚舎ごとの専用の作業着・長靴は豚舎内又は出入口に設置した専用保管庫などにしまう等により交差汚染による清浄エリアである豚舎内へのウイルス持込みを防止する。

③ 豚・資材等を介した病原体の侵入防止

大臣指定地域において豚を移動する際に使用する車両、ケージ等の器具、屋内の通路等は、使用後に洗浄・消毒した場合であっても保管中に汚染する可能性があることから、使用前に洗浄・消毒することが必要である。その際、洗浄により有機物を除去した上で、適切な濃度の消毒薬を用いる必要がある。また、大臣指定地域以外においても、豚を移動する際には、可能な限り清浄なケージや屋内の通路等を用いることが

望ましい。

## (2) 飼養管理者・獣医師の連携による毎日の健康観察と早期通報

これまでの発生農場では、死亡頭数の増加等の豚熱を疑う症状（家畜伝染病予防法第13条の2の規定に基づく症状。以下「特定症状」という。）が確認されていたものの、飼養管理者等の判断で豚熱を否定したり、他の疾病を念頭に検査や治療が行われたことにより、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）への通報が遅れた事例がみられた。このような通報の遅れは、他の農場への感染拡大につながることから、感染拡大防止のため、飼養管理者や獣医師は、死亡頭数の増加、チアノーゼ等の豚熱、アフリカ豚熱を疑う特定症状が認められた場合には、直ちに家保に連絡する必要がある。九州7県においてワクチン接種が開始されたところであるが、ワクチンは完全に感染を防ぐものではないということを認識する必要がある。また、農場での診療に関わる獣医師は、動物用医薬品の処方にあたっては、必ず自らの診察に基づいて行うとともに、特定症状があった場合には、遅滞なく家保への通報を行う必要がある。このため、日常から観察を丁寧に行い、死亡頭数・症状・豚の移動履歴等を記録することにより、死亡頭数の増加等の異状を速やかに把握できるよう心がけることが重要である。

## (3) 農場・豚舎内への野生イノシシを含む野生動物の侵入防止対策

発生農場においては、いずれも農場周囲にフェンスを設置していたものの、一部草に覆われている部分があり、また、農場敷地内への野生イノシシの侵入や小型野生動物の侵入の痕跡が確認された。豚舎や堆肥舎の開口部には、金網や防鳥ネットを設置していたが、それらの隙間や破損、壁や屋根の破損等が確認された。

野生イノシシの豚熱感染地域の拡大や、アフリカ豚熱ウイルスの国内への侵入リスクが高まっていることを踏まえれば、近隣で野生イノシシの豚熱感染が確認されていない地域を含め、全国の全ての豚飼養農場において、野生イノシシを含めた野生動物の侵入防止対策を徹底し、それらによるウイルスの持込みを防止する必要がある。

豚舎や、野生動物侵入の誘因となる堆肥舎や飼料保管庫等への野生動物の侵入を防止するため、壁や天井の破損部位などの侵入経路となり得る箇所の有無を点検し、破損箇所があれば修繕すること、また、防護柵周囲は野生動物が隠れることができる場所をなくすための除草などの日常的な管理を行い、整理整頓をしておくことが有効である。

## (4) 衛生管理区域の設定及び管理

衛生管理区域は、農場周辺環境がウイルスに汚染されていることを前提に、豚舎への病原体侵入リスクを低減するための緩衝地帯として設定するものである。その上で、衛生管理区域・豚舎立入り時の二重の衛生対策を徹底することで、豚熱ウイルスの飼養豚への感染を防ぐことが重要となる。

このため、衛生管理区域の設定にあたっては、外部と豚舎の間の緩衝地帯として適切に機能するよう、農場内の必要な敷地・施設を網羅した上で境界を明確に設定し、豚の飼養に不必要な施設が含まれないようにすべきである。また、衛生管理区域の出入口の数は必要最小限とし、関係者のみの出入りとなるよう限定した上で、全ての出入口において同様に衛生対策を徹底する必要がある。

## 2. 地域や共用施設における衛生対策

佐賀県での2事例を含め、これまでの発生事例においても、他の発生農場から3km圏内に位置する農場での発生が確認されている。こうした近隣伝播では、伝播経路を特定できない又は複数の伝播経路が存在する可能性がある状況下において、近距離の農場間

で豚の移動や車両の共有といった明らかな関連性がなくても伝播が起こることが知られており、このことは、近隣農場で豚熱が発生すると、自農場にも感染する可能性が高くなることを意味する。したがって、平常時から農場や飼料運搬会社・と畜場等の養豚関係者が一体となり、衛生対策の実施状況や、改善に取り組む上での課題や工夫を共有したり、防疫演習や講習会・研修会を実施する等、地域ぐるみや畜産関係事業者間での防疫体制を構築する必要がある。

### 3. 地域における野生イノシシ対策

野生イノシシの感染確認地域においては、感染野生イノシシから排出された豚熱ウイルスが環境中に存在しており、通行する人・車両、使用した資材・器具にはウイルスが付着している可能性があることや、感染が確認されていない地域への人・車両、器具などの移動はウイルスを拡散する可能性があることを認識する必要がある。野生イノシシでの感染が確認されていない他の地域への拡散や農場への侵入を防止するため、感染確認地域・未確認地域の両方において各地域における野生イノシシ対策の徹底を図る必要があり、野生イノシシ豚熱対策検討会においても議論しているとおり、サーベイランス強化、捕獲強化、地域の感染状況等に即した経口ワクチン散布、山林に立ち入る者への周知等の野生イノシシ対策の徹底が重要である。

(以上)